

令和7年7月28日

現場環境改善費の積算方法について（お知らせ）

このことについて、工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携にかかる費用の積算方法を下記のとおり改正しましたので、お知らせします。

記

1 目的

公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

2 対象となる現場環境改善費

別表第1及び熱中症対策・防寒対策に関する費用

3 適用の範囲

土木工事標準積算基準書に基づき積算する工事において、周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、その効果が期待できる屋外工事を対象とする。

4 積算方法

(1) 基本的な考え方

ア 現場環境改善費に要する費用（熱中症対策・防寒対策に要する費用を除く）は、原則として当初設計から計上するものとする。

また、標準的な実施内容（別表第1の実施する内容）を設計図書（施工条件明示）に明示するものとする。

なお、災害復旧事業は、費用計上の対象外とする。

イ 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。

なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

ウ 費用が巨額となるため現場環境改善费率分で計上することが適当でない判断さ

れるものは、実施内容を設計図書（施工条件明示）に明示するとともに、その費用を「物価資料」または見積等を参考に適切に計上するものとする。

なお、災害復旧事業は、費用計上の対象外とする。

(2) 積算方法

ア 算出方法は以下のとおりとする。

算出式

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

ただし K：現場環境改善費（単位：円，1000円未満切り捨て）

対象額：P _i		現場環境改善費率：i (%)	
		市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 56.6 \cdot P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \cdot P_i^{-0.201}$
	5億円を超える場合	1.73	0.71

i：現場環境改善費率（単位：%，少数第3位四捨五入2位止め）

P_i：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋無償貸付機械等評価額）

α：積上げ計上分（単位：円，1000円未満切り捨て）

イ 率に計上されるものは、別表第1の内容のうち原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ウ 積み上げ計上分（α）に計上されるものは、4（1）イの「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び4（1）ウの「率分で計上することが適当でない」と判断されるものの費用」である。

エ なお、経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

5 留意事項

(1) 4（1）アの「現場環境改善費に要する費用（熱中症対策・防寒対策に要する費用を除く）」については、以下に留意すること。

ア [別表第1]の計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）の4項目全てにおいて、実施する内容（率計上分）から受注者が選択できるよう、

施工条件明示書（別紙1）に複数の項目を明示すること。

- イ 受注者は、各計上費目ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を選択し実施する必要がある。
- ウ 発注者は受注者が実施する内容について、率分で計上される額を上回っていることを見積書等により事前に確認すること。
- エ 実施後には、実施した内容を写真等の書面により確認すること。

(2) 4 (1) イの「熱中症対策・防寒対策に関する費用」については、以下に留意すること。

ア 熱中症対策・防寒対策を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に受発注者協議（18条協議）の上、決定するものとする。

イ 費用は、変更設計時に見積等による価格（積上区分：一般単価）を計上する。

ウ 熱中症対策・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。

エ 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。

オ 4 (1) イにおける「作業員個人の費用」とは、主に作業員個人に対する熱中症対策・防寒対策費用であり、塩飴、経口補水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット、カイロ、ヒーターベスト等が該当し、費用計上の対象外とする。

なお、熱中症対策に資する「作業員個人の費用」は、現場管理費及び「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和6年3月25日付け5高技管第420号技術管理課長通知）による補正の加算額に含まれる。

カ 現場環境改善費の率分（ $i \cdot P_i$ ）を計上しない場合においても、「熱中症対策・防寒対策に関する費用」を単独で計上することができるものとする。

キ 実施後には、実施した内容を写真等の書面により確認すること。

(3) 4 (1) ウの「率分で計上することが適当でないと判断されるものの費用」については、以下に留意すること。

ア 実施内容について、設計図書（施工条件明示）に明示されている内容から変更が生じる場合は、受発注者協議により変更設計できるものとする。

イ 実施後には、実施した内容を写真等の書面により確認すること。

6 対象工事である旨の明示

現場環境の改善を図る対象工事である旨を特記仕様書（別紙2）に明示するものとする。

7 施行日

令和7年8月1日以後に積算する工事から適用する。

ただし、既に契約している工事についても受発注者協議のうえ、適用できるものとする。

[別表第1]

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等）
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献

施工条件明示書記載例

X 現場環境改善関係

1. 現場環境改善費

(1) 現場環境改善（仮設備関係）

- ア) 用水・電力等の供給設備、イ) 緑化・花壇、ウ) ライトアップ施設、
- エ) 見学路及び椅子の設置、オ) 昇降設備の充実、カ) 環境負荷の低減

(2) 現場環境改善（営繕関係）

- ア) 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）、イ) 労働宿舍の快適化、
- ウ) デザインボックス（交通誘導警備員待機室）、エ) 現場休憩所の快適化、
- オ) 健康関連設備及び厚生施設の充実等

(3) 現場環境改善（安全関係）

- ア) 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）、
- イ) 盗難防止対策（警報器等）

(4) 地域連携

- ア) 完成予想図、イ) 工法説明図、ウ) 工事工程表、
- エ) デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む）、
- オ) 見学会等の開催（イベント等の実施含む）、
- カ) 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営、
- キ) パンフレット・工法説明ビデオ、ク) 地域対策費（地域行事等の経費を含む）、
- ケ) 社会貢献

特記仕様書記載例

第〇条 現場環境改善費

1 現場環境改善費に要する費用（熱中症対策・防寒対策に要する費用を除く）

設計図書に現場環境改善費率が計上されている場合は、施工条件明示書に記載された内容から実施内容を受注者が選択し実施する。なお、発注者は受注者が実施する内容について、率分で計上される額を上回っていることを事前に確認し、実施後には積上げ計上分も含め、実施した内容を確認する。

2 熱中症対策・防寒対策に関する費用

熱中症対策・防寒対策を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に協議を行うとともに、協議により認められた費用については、実施した内容を確認した上で設計変更の対象とする。

現場環境改善費の積算方法に関する Q&A

Q1. 港湾請負工事積算基準に基づき、積算する工事は本通知の対象となるのか？

A1. 土木工事標準積算基準書に基づき、積算する工事が対象となりますので、港湾請負工事積算基準に基づき、積算する工事は本通知の対象外となります。

Q2. 現場環境改善費に要する費用(率分)において、実施する内容の見積書等での確認は、変更設計時にも必要か？

A2. 実施する内容を事前に確認する際に見積書等の提出を求め、率分で計上される額を上回っているか確認してください。変更や精算時に金額の再確認は不要ですが、計画以上に実施していること(実績)は確認が必要となります。

Q3. 災害復旧工事においては、どのような費用が計上できるのか？

A3. 通知の4(1)イ「熱中症対策・防寒対策に関する費用」のみ計上することができます。

Q4. 購入品の場合の減価償却費の計算方法は？

A4. 購入費用に耐用年数に対する使用期間の割合を乗じた分を計上します。

(計算例)

耐用年数[※]が6年のミストファン(10万)を購入し、3ヶ月設置した場合。

$$100,000(\text{円}) \times 3(\text{ヶ月}) \div (6(\text{年}) \times 12(\text{ヶ月})) = 4,166(\text{円})$$

※耐用年数は、国税庁HPに記載されている耐用年数を参照

(例) ◆エアコン、スポットクーラー、ミストファン、大型扇風機、ファンヒーター 等
⇒家具、電気機器、ガス機器、家庭用品(他に掲げてあるものを除く。)ー冷房用・暖房用機器ー6年

◆灯油ストーブ、薪ストーブ 等

⇒家具、電気機器、ガス機器、家庭用品（他に掲げてあるものを除く。）－氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）－4年

◆製氷機、冷水機、電気ポット 等

⇒家具、電気機器、ガス機器、家庭用品（他に掲げてあるものを除く。）－電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気・ガス機器－6年

◆日除けテント、遮光ネット 等

⇒娯楽・スポーツ器具－スポーツ具－3年

Q5. 熱中症対策・防寒対策に関する費用の対象外となるものは？

A5. 主に作業員個人に対する対策が、対象外となります。

なお、作業員個人に対する対策に要する費用は、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」により、現場管理費の補正による加算額に含まれます。

（例）塩飴、経口補水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット、カイロ、ヒーターベスト等が対象外となります。

Q6. 熱中症対策・防寒対策に関する費用の上限額は？

A6. 現場環境改善費の率分で計上できる額の50%が上限となります。

率分で計上できる額は、直接人件費等の対象額と現場環境改善費率を基に算出してください。

現場環境改善費の積算方法の改定箇所

旧	新
<p>1 目的</p> <p>公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。</p> <p>2 対象となる現場環境改善費</p> <p>別表第1及び熱中症対策・防寒対策に関する費用</p> <p>3 適用の範囲</p> <p>土木工事標準積算基準書に基づき積算する工事において、周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、その効果が期待できる屋外工事を対象とする。</p> <p>4 積算方法</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>ア 現場環境改善費に要する費用（熱中症対策・防寒対策に要する費用を除く）は、原則として当初設計から計上するものとする。</p> <p>また、標準的な実施内容（別表第1の実施する内容）を設計図書（施工条件明示）に明示するものとする。</p> <p>なお、災害復旧事業は、費用計上の対象外とする。</p> <p>イ 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。</p> <p>なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。</p> <p>ウ 費用が巨額となるため現場環境改善費率分で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書（施工条件明示）に明示するとともに、その費用を「物価資料」または見積等を参考に適切に計上するものとする。</p> <p>なお、災害復旧事業は、費用計上の対象外とする。</p>	<p>1 目的</p> <p>公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。</p> <p>2 対象となる現場環境改善費</p> <p>別表第1及び熱中症対策・防寒対策に関する費用</p> <p>3 適用の範囲</p> <p>土木工事標準積算基準書に基づき積算する工事において、周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、その効果が期待できる屋外工事を対象とする。</p> <p>4 積算方法</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>ア 現場環境改善費に要する費用（熱中症対策・防寒対策に要する費用を除く）は、原則として当初設計から計上するものとする。</p> <p>また、標準的な実施内容（別表第1の実施する内容）を設計図書（施工条件明示）に明示するものとする。</p> <p>なお、災害復旧事業は、費用計上の対象外とする。</p> <p>イ 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。</p> <p>なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。</p> <p>ウ 費用が巨額となるため現場環境改善費率分で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書（施工条件明示）に明示するとともに、その費用を「物価資料」または見積等を参考に適切に計上するものとする。</p> <p>なお、災害復旧事業は、費用計上の対象外とする。</p>

旧

(2) 積算方法

ア 算出方法は以下のとおりとする。

算出式

$$K = i \cdot Pi + \alpha$$

ただし K：現場環境改善費（単位：円，1000 円未満切り捨て）

対象額：Pi		現場環境改善費率：i (%)	
		市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 56.6 \cdot P i^{-0.174}$	$i = 39.9 \cdot P i^{-0.201}$
	5億円を超える場合	1.73	0.71

i：現場環境改善費率（単位：%，少数第3位四捨五入2位止め）

Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」+支給品費+無償貸付機械等評価額）

α：積上げ計上分（単位：円，1000 円未満切り捨て）

イ 率に計上されるものは、別表第1の内容のうち原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ウ 積み上げ計上分（α）に計上されるものは、4（1）イの「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び4（1）ウの「率分で計上することが適当でない」と判断されるものの費用である。

エ なお、経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

新

(2) 積算方法

ア 算出方法は以下のとおりとする。

算出式

$$K = i \cdot Pi + \alpha$$

ただし K：現場環境改善費（単位：円，1000 円未満切り捨て）

対象額：Pi		現場環境改善費率：i (%)	
		市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 56.6 \cdot P i^{-0.174}$	$i = 39.9 \cdot P i^{-0.201}$
	5億円を超える場合	1.73	0.71

i：現場環境改善費率（単位：%，少数第3位四捨五入2位止め）

Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」+支給品費+無償貸付機械等評価額）

α：積上げ計上分（単位：円，1000 円未満切り捨て）

イ 率に計上されるものは、別表第1の内容のうち原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ウ 積み上げ計上分（α）に計上されるものは、4（1）イの「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び4（1）ウの「率分で計上することが適当でない」と判断されるものの費用である。

エ なお、経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

旧	新
<p>5 留意事項</p> <p>(1) 4 (1) アの「標準的な実施内容」の記載については、[別表第1]の計上費目(仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携)の4項目全てにおいて、実施する内容(率計上分)から受注者が選択できるような複数の項目を記載すること。</p> <p>※ 受注者は、各計上費目ごとに1内容ずつ(ただし、いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を選択し実施する必要がある。</p> <p>(2) 4 (1) イの「熱中症対策・防寒対策に関する費用」については、以下に留意すること。</p> <p>ア 熱中症対策・防寒対策を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に受発注者協議(18条協議)の上、決定するものとする。</p> <p>イ 費用は、変更設計時に見積等による価格(積上区分：一般単価)を計上する。</p> <p>ウ 熱中症対策・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。</p> <p>エ 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。</p> <p>オ 4 (1) イにおける「作業員個人の費用」とは、主に作業員個人に対する熱中症対策・防寒対策費用であり、塩飴、経口補水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット、カイロ、ヒーターベスト等が該当し、費用計上の対象外とする。</p> <p>なお、熱中症対策に資する「作業員個人の費用」は、現場管理費及び「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」(令和6年3月25日付け5高技管第420号技術管理課長通知)による補正の加算額に含まれる。</p> <p>カ 現場環境改善費の率分(i・Pi)を計上しない場合においても、「<u>熱中症対策・防寒対策に関する費用</u>」を単独で計上することができるものとする。</p> <p>キ 災害復旧事業においては、「<u>熱中症対策に関する費用</u>」のみ計上することができる。</p>	<p>5 留意事項</p> <p>(1) 4 (1) アの「<u>現場環境改善費に要する費用(熱中症対策・防寒対策に要する費用を除く)</u>」については、<u>以下に留意すること。</u></p> <p>ア [別表第1]の計上費目(仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携)の4項目全てにおいて、実施する内容(率計上分)から受注者が選択できるように、<u>施工条件明示書(別紙1)</u>に複数の項目を明示すること。</p> <p>イ 受注者は、各計上費目ごとに1内容ずつ(ただし、いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を選択し実施する必要がある。</p> <p>ウ 発注者は受注者が実施する内容について、率分で計上される額を上回っていることを見積書等により事前に確認すること。</p> <p>エ 実施後には、<u>実施した内容を写真等の書面により確認すること。</u></p> <p>(2) 4 (1) イの「熱中症対策・防寒対策に関する費用」については、以下に留意すること。</p> <p>ア 熱中症対策・防寒対策を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に受発注者協議(18条協議)の上、決定するものとする。</p> <p>イ 費用は、変更設計時に見積等による価格(積上区分：一般単価)を計上する。</p> <p>ウ 熱中症対策・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。</p> <p>エ 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。</p> <p>オ 4 (1) イにおける「作業員個人の費用」とは、主に作業員個人に対する熱中症対策・防寒対策費用であり、塩飴、経口補水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット、カイロ、ヒーターベスト等が該当し、費用計上の対象外とする。</p> <p>なお、熱中症対策に資する「作業員個人の費用」は、現場管理費及び「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」(令和6年3月25日付け5高技管第420号技術管理課長通知)による補正の加算額に含まれる。</p> <p>カ 現場環境改善費の率分(i・Pi)を計上しない場合においても、「<u>熱中症対策・防寒対策に関する費用</u>」を単独で計上することができるものとする。</p> <p>キ 災害復旧事業においては、「熱中症対策に関する費用」のみ計上することができる。</p> <p>キ 実施後には、<u>実施した内容を写真等の書面により確認すること。</u></p>

旧

(3) 4 (1) ウにおいて、実施内容を設計図書（施工条件明示）に明示されている内容に変更が生じる場合は、受発注者協議により変更設計できるものとする。

6 対象工事である旨の明示

現場環境の改善を図るため、熱中症対策・防寒対策を実施する対象工事である旨を特記仕様書（別紙1）に明示するものとする。

7 その他

本通知について、令和7年7月1日以後は、土木工事標準積算基準書及び積算の手引きによるものとする。

8 施行日

令和7年4月1日以後に積算する工事から適用する。

ただし、既に契約している工事についても受発注者協議のうえ、適用できるものとする。

新

(3) 4 (1) ~~ウにおいて、~~「率分で計上することが適当でないと判断されるものの費用」については、以下に留意すること。

ア ~~実施内容~~について、設計図書（施工条件明示）に明示されている内容から変更が生じる場合は、受発注者協議により変更設計できるものとする。

イ ~~実施後~~には、実施した内容を写真等の書面により確認すること。

6 対象工事である旨の明示

現場環境の改善を図るため、~~熱中症対策・防寒対策を実施する~~対象工事である旨を特記仕様書（別紙2）に明示するものとする。

~~7 その他~~

~~本通知について、令和7年7月1日以後は、土木工事標準積算基準書及び積算の手引きによるものとする。~~

7 施行日

令和7年8月1日以後に積算する工事から適用する。

ただし、既に契約している工事についても受発注者協議のうえ、適用できるものとする。

旧

新

【別表第1】

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備 2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設 4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実 6.環境負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2.労働宿舍の快適化 3.デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2.盗難防止対策（警報器等）
地域連携	1.完成予想図、2.工法説明図、3.工事工程表 4.デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） 5.見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6.見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7.パンフレット・工法説明ビデオ 8.地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9.社会貢献

